

青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

(平成十九年五月十四日青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程第一号)

改正 平成十九年七月一九日規程第五号

(趣旨)

第一条 この規程は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九十二条において準用する法第九十四条の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第二条 委員長の選挙は、無記名投票でこれを行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じである者があるときは、くじで当選人を定める。

2 委員会は、委員中に異議がないときは、前項の選挙に代えて指名推選の方法を用いることができる。この場合においては、委員の全員の同意があつた被指名人をもって当選人とする。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示し、併せて広域連合長に報告しなければならない。

(委員長の臨時職務代理)

第三条 委員の全員改選後最初に委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が臨時に委員長の職務を行う。

(委員長の任期)

第四条 委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長が欠けたときの選挙)

第五条 委員会は、委員長が欠けたときは、速やかに委員長の選挙を行わなければならない。

(委員長職務代理者の指定)

第六条 委員長は、法第二百九十二条において準用する法第八十七条第三項の規定による委員（以下「委員長職務代理人」という。）をあらかじめ指定しておかなければならない。

（委員等の退職の手続）

第七条 委員長が退職しようとするときは、委員長職務代理人にその旨を文書で提出しなければならない。

2 委員が退職しようとするときは、委員長にその旨を文書で提出しなければならない。

（委員長及び委員の氏名等の告示）

第八条 委員会は、委員長若しくは委員長職務代理人又は委員に異動があつたときは、直ちにその旨並びにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

（委員等の異動通知）

第九条 前条の告示をしたときは、委員長は、速やかにその旨を広域連合会議議長及び広域連合長に通知しなければならない。

（委員会の招集）

第十条 委員会の招集は、委員長の委員に対する告知によりこれを行う。

2 前項の告知には、招集の日時、場所及び議題を示さなければならない。

3 委員会の開会中に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

4 法第二百九十二条において準用する法第八十八条の規定により委員が委員会の招集の請求をしようとするときは、会議に付議すべき事件及びその理由を付記した文書を、委員長に提出しなければならない。

5 委員の改選後に初めて委員会を招集する場合には、書記長が招集するものとする。

（欠席の手続）

第十一条 委員は、委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長にその旨を届け出なければならない。

（説明の聴取）

第十二条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

（会議録の調製）

第十三条 委員長は、書記をして会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2 会議録には、会議に出席した委員は全員署名しなければならない。

(議事の手続)

第十四条 委員会の開閉、議案の審議、議決等委員会の議事に関しては、青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合議会規則第一号)の例による。

(委員長の担当事務)

第十五条 委員長の担任する事務は、法令に定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

- 一 委員会の議決すべき事件について、その議案を提出すること。
- 二 委員会の議決を執行すること。
- 三 公印及び書類の保管に関すること。
- 四 職員の任免、給与及び服務に関すること。
- 五 委員会の庶務に関すること。

(委員長の専決処分)

第十六条 委員会の権限に属する事件で、その議決により特に指定したものは、委員長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。

(職員)

第十七条 委員会に書記長及び書記を置く。

(執務)

第十八条 書記長は、委員長の命を受け、委員会に関する事務を処理し、職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の命を受け、その事務に従事する。

(書記長の専決事項)

第十九条 書記長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。ただし、異例に属する事項及び特に必要と認める事項は、

委員長の指揮を受けなければならない。

- 一 委員会の議決に係る関係書類の報告及び告示に関すること。
- 二 軽易な文書の照会及び回答に関すること。
- 三 文書の編さん及び保管に関すること。
- 四 職員の事務分担に関すること。
- 五 職員の出張、時間外勤務、有給休暇その他服務に関すること。
- 六 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第十九号）の規定に基づく行政文書の開示に関すること。
- 七 青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二十号）の規定に基づく個人情報の開示、訂正、利用停止等に関すること。
- 八 前各号のほか軽易な事務処理に関すること。

（告示の方法）

第二十条 委員会及び委員長の告示は、青森県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号）の例による。

（公印）

第二十一条 委員会の公印は、別表のとおりとする。

2 公印の調製、保管及び取扱いについては、青森県後期高齢者医療広域連合公印規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第五号）の例による。

（文書等の管理）

第二十二条 文書等の管理については、青森県後期高齢者医療広域連合文書取扱規程（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規程第二号）の例により行うものとする。

2 一般文書に係る文書記号は、次のとおりとする。

青後広選第 号

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成十九年規程第五号）

この規程は、公表の日から施行する。

別表（第二十一条関係）

公印の名称	字句	形状	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管責任者
広域連合選挙管理委員会印	青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会之印	正方形	二十一	一	一般公文書	選挙管理委員会書記長
広域連合選挙管理委員会委員長印	青森県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長之印	正方形	二十一	一	一般公文書	選挙管理委員会書記長